

JAの新サービス 農業経営管理支援事業のご案内

複式記帳による会計記帳代行・確定申告支援ならJAにおまかせ!
農業者の皆さんの所得向上と生産拡大を応援するため、
JAいわてグループによる経営管理支援が本格的に
スタートします!

多忙な農業者の皆様にとって
経営管理に必要な帳簿・書類の作成をお手伝いします。

多くの担い手農家の悩み……

- ・帳簿記入・仕訳の仕方がよくわからない
- ・取引を記帳する時間が足りない
- ・農作業・栽培管理、農業経営に集中したい
- ・手続きや書類作成が難しくて誰かに頼みたい
- ・税務調査に適切に対応したい
- ・税法を正しく理解し節税を図りたい
- ・自己の経営の良し悪しが判断できない……などを解決します!



会計記帳代行・
確定申告支援とは?

会計記帳代行等の
全体の流れ

自己作成と比較した
場合のメリット

複式簿記による
青色申告の節税例

JA農業経営管理支援
利用上の留意点

JA農業経営管理支援事業
(3つの柱)

経営分析・診断支援の
全体の流れ

お問い合わせ先

利用者の声

会計記帳代行・確定申告支援とは？

JA農業経営管理支援の土台となる会計記帳代行・確定申告支援は、提携する税理士の専門的な指導を受けながら、以下のことを行います。

JAが代行して行うもの

●決算書類の作成

- ・複式簿記による損益計算書・貸借対照表・製造原価報告書の作成・保存

JAが導入・開発した専用の簿記システム・自動仕訳システムを運用して対応します。

●青色申告対応の各種帳簿の作成・保存

自動作成される帳簿書類はシステム内に7年間保存され、税務調査にも対応可能です。ただし、毎月の現金出納帳については農業者自身が作成・保存します。

税理士が代行して行うもの

●青色(白色)申告書の作成(一般・不動産含む)

●所得税確定申告書の作成

●法人税等確定申告書の作成

●消費税確定申告書の作成

●e-Taxによる税務署への申告書送信



会計記帳代行・確定申告支援を利用するメリットとは？

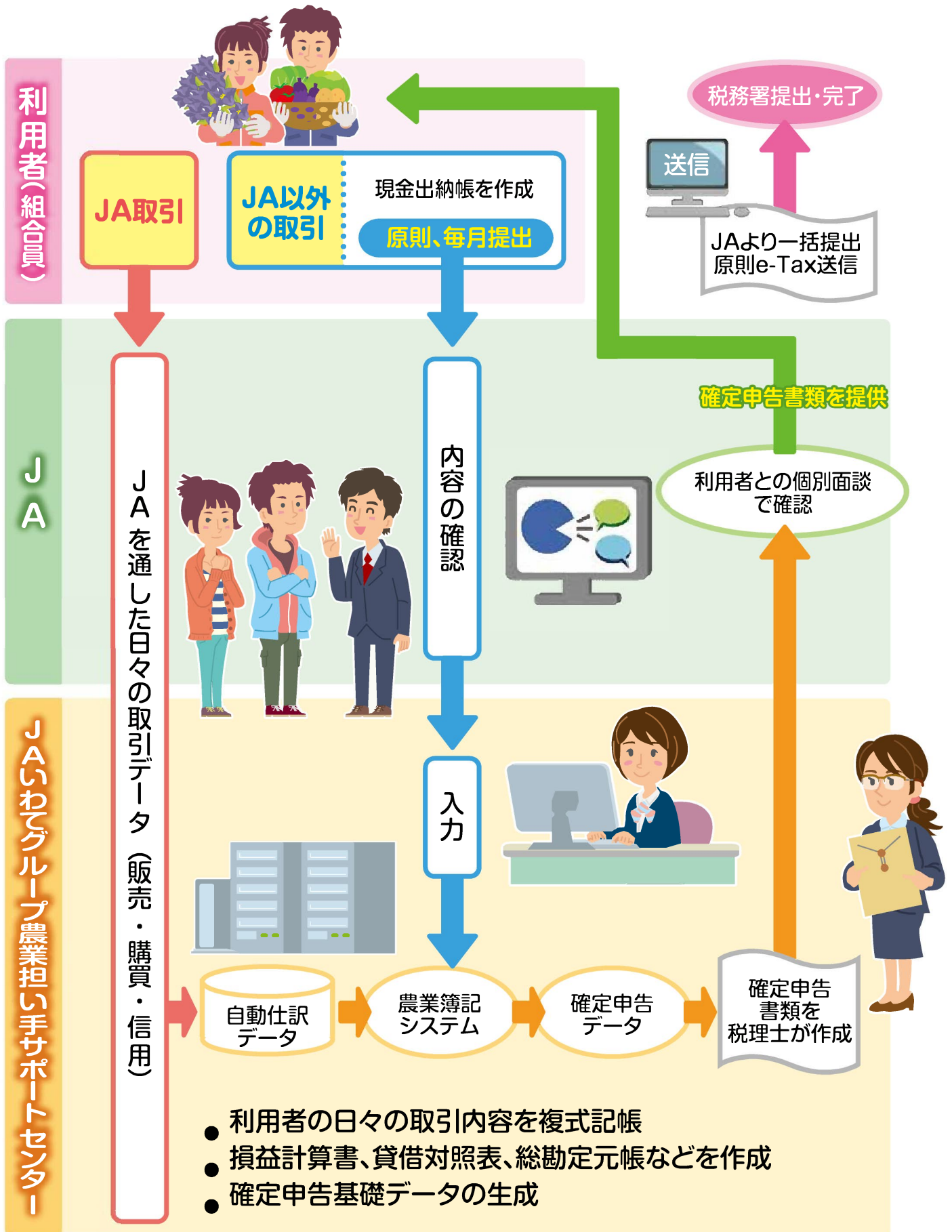
多くの担い手農家の悩み

- 帳簿記入・仕訳の仕方がよくわからない
- 取引を記帳する時間が足りない
- 農作業・栽培管理、経営管理に集中したい
- 手続きや書類作成が難しく、誰かに頼みたい
- 税務調査に適切に対応したい
- 税法を正しく理解し節税を図りたい
- 自己の経営の良し悪しが判断できない


利用する農業者のメリット

- 記帳の仕方や税金の悩みなど、JAスタッフや税理士に気軽に相談できます。
- JA取引は自動的に仕訳入力されるので、手間とコストが大幅にカットできます。
- 農業経営に集中できます。
- 適正な帳簿管理のほか、各種税法・税制改正に対応した税務申告ができます。
- 青色申告特別控除(65万円)の適用により、所得税・住民税・国民健康保険税の節約につながります。
- 決算やJA取引データにもとづく経営分析・診断支援を毎年継続して行います。

会計記帳代行等の全体の流れ

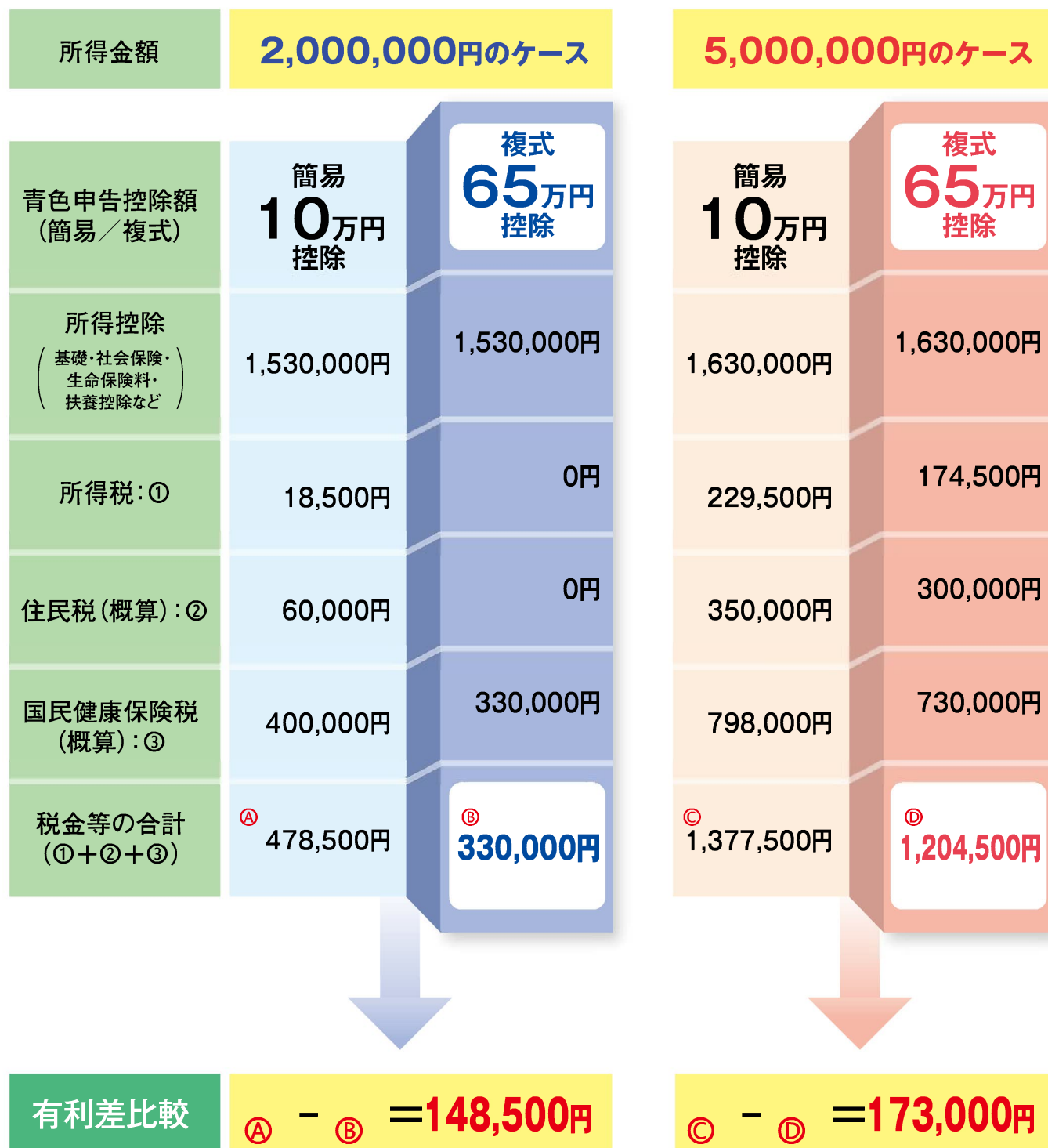


自己作成と比較した場合のメリット

手続が必要な時期	自己作成(現行)	会計記帳代行(新サービス)
1月~12月		●JA取引以外を農家が記帳 (原則、毎月記帳の上、提出)
6・7月	○上期(専従者)源泉徴収事務 ・税額計算処理	●JAの作る書類を個別面談で確認
12・1月	○(専従者)年末調整事務 ・所得控除関連書類の確認 ・源泉徴収簿の作成 ・給与支払い報告書の作成	●JAの作る書類を個別面談で確認
1月下旬	○JAの取引一覧表の受け取り	●原則不要
2月以降	○決算準備 ・1月からの記帳の集計 ・預金通帳 ・JA取引 ・減価償却費の計算	●原則不要
	○青色申告決算書作成 ・集計値の転記 ・農業所得計算	 JAの作る書類を個別面談で確認
	○所得税確定申告書作成 ・関連書類の整備、確認 ・収入・所得・各種控除の記入及び計算	
	○消費税確定申告書作成 ・課税売上高の計算 (雑収入の内訳の確認) ・委託販売手数料の算定 (簡易課税の場合)	
3月中旬	○申告書提出	●JAより一括提出 (原則e-tax処理)

- 計算・集計処理の自動化…………… 手間とコストの大幅カット!
- 法定帳簿・書類作成の効率化…………… 決算・申告ミスの防止!
- 各種手続・確認事務の合理化など

複式簿記による青色申告節税のモデル例



▶ 白色申告から**青色**申告にした場合、税金等の有利比較はさらに大きくなります。

JA農業経営管理支援 利用上の留意点

JA農業経営管理支援の利用要件(個人農家・農業法人が行うこと)

- 利用料金のご負担(下記参照)
 - 前年度の確定申告書など必要書類の提出
 - 現金出納帳(JA取引以外)等の提出(原則毎月)
 - 定期面談等への出席(年4回/6・11・12・2月) ※法人は別途設定
- ※これらの要件を著しく逸脱した場合、利用を中止させていただく場合があります。

JA農業経営管理支援 利用料一覧表

1. (個人農家)

(消費税別)

業務の項目	業務の内容	利用料金/年間
基本料	○記帳代行対象者全員 支援内容は、簿記記帳代行(複式簿記)、決算書作成、確定申告書作成*1(所得税・消費税)、源泉徴収にかかる事務支援*2、e-TAX送信、経営分析書の配布。	50,000円
複数記帳加算	○一般や不動産など2つ以上の決算書を作成する必要がある記帳代行対象者 ※取引が少量で、自己で残高をまとめてくる場合は、加算しない。	各+10,000円
育成資産加算	○畜産、酪農、果樹を経営する記帳代行対象者(育成資産など個体管理が必要なもの。)	+5,000円
消費税本則課税申告加算	○本則適用の課税事業者となる記帳代行対象者(基準期間の課税売上が5,000万円以上の記帳代行対象者。還付目的の本則課税事業者を含む。)	+10,000円
医療費控除加算	○医療費控除が必要な記帳代行対象者 ※自己で残高をまとめてくる場合は、加算しない。	+2,000円

*1: 確定申告書の作成は、法令等の定めに応じ、税理士資格を持つ者に作成を依頼する。

*2: 常時雇用者10名未満の場合に限定する。

2. (農家法人)

(消費税別)

業務の項目	業務の内容	利用料金/年間
基本料	○記帳代行対象法人全員 支援内容は、簿記記帳代行(複式簿記)、決算書作成、経営分析、法人税等・消費税申告書の作成*3。	150,000円

*3: 法人税等申告書の作成は、法令等の定めに応じ、税理士資格を持つ者に作成を依頼する。

- 表中の各種加算については、前年度実績にもとづき判定しますので、利用初年度は基本料のみの負担となります。また、農業法人の管理会計加算については、現在システム開発を検討中です。
- なお支払った利用料は、農業経営上の必要経費として認められます。

JA農業経営管理支援事業(3つの柱)

第44回JA岩手県大会の決議にもとづき、会計記帳代行等を土台とする農業経営管理支援事業をJAグループ一体となって取り組み、高度化・専門化する担い手経営体の会計・税務、労務管理、生産・販売管理などのニーズに的確に応えていきます。

1. 会計記帳代行・確定申告支援

担い手の会計・税務管理の合理化・高度化とあわせ、多種・多様、かつ多数の担い手から精度の高い経営データを収集・蓄積するため、農業経営管理支援事業の土台となる「会計記帳代行・確定申告支援」に取組み、積極的な利用者の普及拡大を図る。

2. 経営分析・診断支援

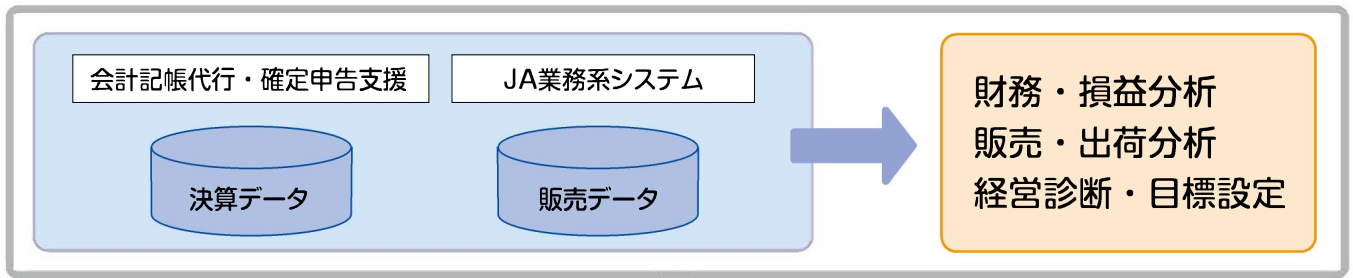
会計記帳代行等の利用者を対象として、蓄積された財務データや販売データ等による「経営分析・診断支援」を行ない、経営課題や改善に対する担い手自身の「気づき」を促し、農家全体(面)の底上げを図るとともに、関係部門の横断的連携による課題共有にもとづく適切な相談・助言・提案活動を展開する。

3. 経営コンサル(総合事業支援)(含む生産技術指導・販売対応)

経営分析・診断支援先のうち特定の担い手を対象として、経営者(農家)視点に立脚した総合的な観点からの「経営コンサル」や各種事業が一体となった「総合事業支援」を期間限定的に展開することにより、JA事業への結集度を一層高める。



経営分析・診断支援の全体の流れ



JA支援

- 決算データや JA 取引データにもとづく経営分析・診断の提供（年1回）
- JA による専用の分析システムの運用・各種分析資料の作成・蓄積
 - ① 分析結果にもとづく経営課題の確認や経営目標の設定支援
 - ② 農業者の意向を踏まえた継続的な相談 ③ 課題解決に向けた個別事業や支援施策の提案

メリット

1. 比較分析・期間分析などにより、自己の経営を客観的に把握し、見直すことができます。
2. 経営課題に対する取組み・評価を継続的に行うことで、経営感覚が養われます。
3. 分析結果にもとづく所得目標の設定など、中・長期の経営管理を行うことができます。
4. JA スタッフと経営実態や課題を共有することで、適切な助言や必要な提案を受けることができます。



組合員 面談

組合員に説明・提案・助言

- ① 診断結果の説明
- ② 目標設定のヒアリング
- ③ 経営改善計画の策定



農業所得の増大・生産拡大